



第31回 定時株主総会 招集ご通知

開催概要

日 時	2025年9月26日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時30分）
場 所	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館 11階 トラストシティ カンファレンス・丸の内

決議事項

第1号議案	剰余金の処分の件
第2号議案	監査等委員でない取締役3名選任の件
第3号議案	監査等委員である取締役3名選任の件

レジル株式会社

証券コード 176A

証券コード 176A
2025年9月10日
(電子提供措置の開始日2025年9月3日)

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目8番1号丸の内トラストタワーN館14階

レ ジ ル 株 式 会 社
代表取締役 丹 治 保 積
社 長

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第31回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://rezil.co.jp/ir/shareholdermeeting/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年9月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

[書面による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1	日 時	2025年9月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2	場 所	東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館 11階 トラストシティカンファレンス・丸の内
3	目的事項	報告事項 1. 第31期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第31期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 監査等委員でない取締役3名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求された株主の皆様へご送付している書面には、法令及び当社定款第13条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」
- ◎ご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいようお願い申し上げます。
- ◎会場内でのカメラやスマートフォン、携帯電話等による撮影・録音はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

1. 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2025年9月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

会 場 丸の内トラストタワーN館 11階
トラストシティカンファレンス・丸の内

2. 書面で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。

行使期限 2025年9月25日（木曜日）午後5時到着分まで

3. インターネットで議決権をご行使される場合



4頁を参考に、議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2025年9月25日（木曜日）午後5時まで

◎複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンとで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

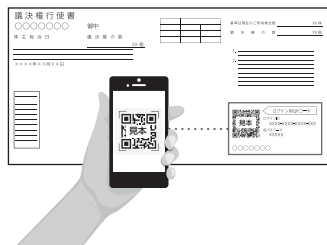
◎議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主の皆様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙副票に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙副票（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。

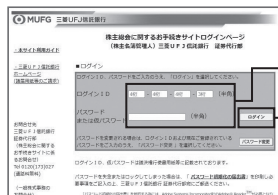


※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力し「ログイン」をクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法等が
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主への利益の還元を経営の最重要政策の一つと位置付けております。利益の配分につきましては、将来の企業成長に必要な内部留保の確保に配慮しながら、株主の皆様には長期にわたって安定的な配当を継続することを基本方針としています。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき 金 36円 総額 687,349,800円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年 9 月29日

第2号議案

監査等委員でない取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（3名）は、任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

たん じ ほ づみ
丹 治 保 積

再任

■生年月日

1971年10月4日生

■取締役会への出席状況

22回／22回（100%）

■所有する当社株式の数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年4月 ㈱日本ヒューレット・パッカード（現：日本ヒューレット・パッカード合同会社）入社
2001年5月 楽天㈱（現：楽天グループ㈱）入社
2010年5月 ㈱ミスミグループ本社 入社
2015年4月 ㈱プロミクロス（現：シグニ㈱）代表取締役社長
2019年6月 アクシスコンサルティング㈱ 入社
2020年12月 当社 入社
2021年1月 中央電力DX㈱（現：レジル㈱）代表取締役社長
2021年4月 当社 取締役
2021年12月 当社 代表取締役社長（現）
2024年9月 中央電力ソリューション㈱（現：レジル電気保安㈱）取締役（現）

候補者
番 号

2

やま
山

もと なお たか
本 直 隆

再任

■生年月日

1974年9月16日生

■取締役会への出席状況

22回／22回（100%）

■所有する当社株式の数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1998年4月 東海旅客鉄道(株) 入社
2001年9月 HSBC Investment Bank plc（現：HSBC Holdings plc）入社
2005年1月 日本産業パートナーズ(株) 入社
2011年1月 (株)ミスミグループ本社 入社
2013年10月 コシキ・バリューハブ(株) 入社
2017年6月 グッドインシュアランスサービス(株) 入社
2021年2月 当社 入社
2021年3月 当社 執行役員
2021年6月 当社 取締役
2021年12月 当社 取締役CFO（現）

候補者
番 号

3

むら
村

た ゆう すけ
田 佑 介

再任

■生年月日

1983年10月15日生

■取締役会への出席状況

17回／17回（100%）

■所有する当社株式の数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2006年4月 楽天(株)（現：楽天グループ(株)）入社
2008年7月 (株)ジャパングルーフマネージメント 入社
2010年7月 (株)レジャコン 入社
2011年6月 (株)ミスミグループ本社 入社
2013年1月 (株)プロミクロス（現：シグニ(株)）入社
2015年1月 (株)リクルートライフスタイル（現：(株)リクルート）入社
2016年4月 シグニ(株) 入社
2018年3月 (株)グッドパッチ 入社
2018年10月 (株)Pathee 入社
2021年4月 中央電力DX(株)（現：レジル(株)）入社
2022年4月 当社 入社
2023年7月 当社 執行役員
2024年6月 中央電力エナジー(株) 代表取締役社長（現）
2024年9月 当社 取締役（現）

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役村田佑介氏は2024年9月27日開催の第30回定時株主総会にて新たに取締役に選任されたため、上記取締役会への出席回数が他の取締役候補者と異なっております。
3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告（4.会社役員に関する事項（5）役員等賠償責任保険契約の内容の概要）に記載のとおりです。各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、本議案に係る取締役の任期中、同内容での当該保険契約の更新を予定しております。
4. 重要な兼職の状況につきましては、事業報告（4.会社役員に関する事項）をご参照ください。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）は、任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

1

きよ
清

た
田

ひろし
宏

再任

■生年月日

1969年1月5日生

■取締役会への出席状況

22回／22回（100%）

■監査等委員会への出席状況

16回／16回（100%）

■所有する当社株式の数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年4月 ㈱三和銀行（現：㈱三菱UFJ銀行）入行

2021年7月 当社 出向 内部監査室長

2022年1月 当社 入社 内部監査グループジェネラルマネージャー

2023年3月 当社 取締役監査等委員（現）

候補者
番号

2

すず
鈴

き
木

さ
咲

き
季

再任

社外

独立

■生年月日

1991年3月9日生

■取締役会への出席状況

22回／22回（100%）

■監査等委員会への出席状況

16回／16回（100%）

■所有する当社株式の数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2016年12月 弁護士登録

2017年1月 堀総合法律事務所 入所

2019年4月 PwCあらた有責任監査法人（現：PwC Japan有責任監査法人）入所

2021年7月 堀総合法律事務所 入所

2022年6月 当社 社外取締役監査等委員（現）

2022年9月 公認会計士登録

2022年11月 弁護士法人トライデント 入所（現）

候補者
番 号

3

すず
鈴

き
木

きょういちろう
協一郎

再任

社外

独立

■生年月日

1965年3月24日生

■取締役会への出席状況

22回／22回 (100%)

■監査等委員会への出席状況

16回／16回 (100%)

■所有する当社株式の数

一株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 (株)青木建設（現：青木あすなろ建設(株)）入社
1989年3月 トップラン・ムーアシステムズ(株)（現：TOPPANホールディングス(株)）入社
1991年5月 Synon, Inc. 入社
1997年4月 サイノン・ジャパン(株) 常務取締役
1998年7月 Sterling Software Inc. アジア太平洋地域マーケティングマネジャー
2000年2月 Computer Associates International, Inc.（現：Broadcom Inc.）R&Dセンターディレクター
2001年2月 MetaTV, Inc.（現：Comcast Corporation）サーバー製品開発兼アジア事業開発シニアディレクター
2004年2月 マイクロソフト(株)（現：日本マイクロソフト(株)）執行役デベロッパー&プラットフォーム統括本部長
2007年8月 同社 執行役 日本・アジア最高情報責任者（CIO）
2009年7月 Microsoft Corporation（米国本社）IT部門ゼネラルマネジャー
2012年11月 レフトライト(株)設立 代表取締役社長（現）
2013年3月 (株)ミスミグループ本社 社長補佐GM
2016年4月 弁理士登録
レフトライト国際特許事務所 設立
2018年1月 (株)テンクー 取締役
2018年12月 レフトライト国際法律事務所 弁理士（現）
2021年1月 (株)KAYSコーポレーション 代表取締役社長（現）
2021年6月 (株)polisee設立 代表取締役（現）
2022年10月 AI inside(株) 執行役員CIO
2023年3月 当社 社外取締役監査等委員（現）
2023年6月 AI inside(株) 取締役CIO

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、各候補者との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金120万円と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額となっております。各候補者が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、各候補者と会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該保険契約の内容の概要は事業報告（4.会社役員に関する事項（5）役員等賠償責任保険契約の内容の概要）に記載のとおりです。各候補者が原案どおり選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、本議案に係る取締役の任期中、同内容での当該保険契約の更新を予定しております。
4. 重要な兼職の状況につきましては、事業報告（4.会社役員に関する事項）をご参照ください。
5. 監査等委員である取締役候補者のうち、鈴木咲季氏、鈴木協一郎氏はそれぞれ会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 社外取締役の選任理由は次のとおりであります。
- （1）鈴木咲季氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は以下のとおりです。
- 弁護士及び公認会計士としての専門的な知識・経験等を有しており、その知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただき、当社経営の監督機能強化に寄与いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年3ヶ月です。
- （2）鈴木協一郎氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割は以下のとおりです。
- 弁理士であると同時に国内外のIT企業における情報部門・IT部門責任者として豊富な知識・経験等を有しており、その知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただき、当社経営の監督機能強化に寄与いただけると判断し、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。上記の理由により、監査等委員である社外取締役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年6ヶ月です。

以上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策効果により緩やかな回復基調が継続しました。一方で、米国の通商政策や物価上昇の継続による消費者マインドの悪化を背景とした個人消費の減退等、景気の下押しリスクも顕在化し、先行きに不透明感が残る状態で推移することとなりました。

当社グループが属するエネルギー業界では、国際紛争の勃発・長期化や世界的な資源需要の変動の影響を受けて、依然として先行き不透明な状況が続いております。長期的な観点からは引き続きGX（グリーントランスフォーメーション）が進展しております。

このような環境の中、当社グループは「結束点として、社会課題に抗い続ける」というパーパスのもと、「脱炭素を、難問にしない」をミッションにかけ、各事業を推進してまいりました。

その結果、当期の売上高は46,647,755千円（前年同期比20.5%増）となりました。また、利益面については、売上総利益は8,495,165千円（前年同期比13.5%増）、営業利益は3,217,148千円（前年同期比15.1%増）、経常利益は3,178,799千円（前年同期比14.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,234,774千円（前年同期比12.5%増）となりました。

セグメントごとの経営成績（内部取引控除前）は以下のとおりであります。

		売上高	セグメント損益	EBITDA
分散型エネルギー事業	(千円)	26,823,989	2,875,081	3,926,074
グリーンエネルギー事業	(千円)	22,120,955	2,405,891	2,440,876
エネルギーDX事業	(千円)	1,973,012	308,384	355,507
調整額（※）	(千円)	△4,270,202	△2,372,209	△2,300,118
連結合計	(千円)	46,647,755	3,217,148	4,422,340

※売上高にかかる「調整額」は、各セグメント間の内部取引（消去分）の金額を記載しております。

内部取引の主な内容は、①グリーンエネルギー事業及び分散型エネルギー事業間における電力供給/調達にかかる取引、②エネルギーDX事業における分散型エネルギー事業向けの高圧受電設備に対する電気保安管理サービスの提供等であります。

※セグメント損益にかかる「調整額」は、各報告セグメントに配分していない全社費用（報告セグメントに帰属しない販売費及び一般管理費）であります。

※EBITDAは、営業利益に減価償却費及びのれん償却費を加えた数値となります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は8,043,269千円であり、その主なものは分散型エネルギー事業の受変電設備等7,935,708千円であります。

(3) 資金調達の状況

当期においては、NTTアノードエナジー株式会社のマンション高圧一括受電サービス事業の承継を行うために設立した、株式会社AREマンション一括受電355の株式取得資金に充当することを目的として、長期借入金7,000百万円を調達いたしました。

(4) 重要な組織再編等

当社は、2024年11月29日開催の取締役会において、NTTアノードエナジー株式会社からマンション高圧一括受電サービス事業を承継することを決議いたしました。具体的には、NTTアノードエナジー株式会社が設立し、吸収分割により同社のマンション高圧一括受電サービス事業を承継した株式会社AREマンション一括受電355の株式を譲り受け、同社を消滅会社、当社を存続会社とする吸収合併により当社が当該事業を承継いたしました。

(5) 対処すべき課題

①分散型エネルギー事業における営業体制の再構築

分散型エネルギー事業においては、マンション防災サービスの提供開始を契機として、顧客営業体制の強化を実施しております。マンション防災サービスを起点とした新築マンションデベロッパー向けの営業等、ターゲットの拡大に伴う営業対象領域の見直しや、展示会やセミナー等による集客強化、エリア別の営業方針に基づく活動等のマーケティング面を強化すること等により、マンション一括受電サービス及びマンション防災サービスの顧客獲得の拡大を推進していく方針であります。

②他社の高圧一括受電提供物件にかかる引継ぎ又は譲受の検討

当社グループが属する業界の一部において、近年における電力価格高騰等による混乱等を踏まえ、高圧一括受電サービス事業又はその顧客等について第三者への引継ぎ又は譲受等を模索する動きが生じているものと認識しております。その証左の実例として、当社グループは、当連結会計年度において、他事業者が展開するマンション一括受電サービス事業（約65,000戸）を譲受いたしました。

当社グループは、こうした潮流を事業・サービス拡大の機会と捉えており、引き続き対象案件の情報収集や発掘を行うとともに、機会があればその取得（引継ぎ又は譲受等）について慎重に検討を行っていく方針であります。

③DX支援サービスにおける受託業務の拡充

当社グループは「DX支援サービス」において、既に提供している受託サービス領域（料金計算、請求及びコールセンター業務等）に加えて、当社グループの業務ノウハウ等に基づく受託サービス領域の拡大を検討しております。これらの取り組みを通じて既存顧客との取引拡大及び新規顧客開拓を行うことにより事業拡大を図っていく方針であります。

④事業間シナジーの高度化

当社グループは、各事業における経営資源（業務オペレーション及びノウハウ・業務システム・顧客ストック・その他）について、他事業と共有・活用することにより事業拡大を図っております。具体的には、a) 分散型エネルギー事業及びグリーンエネルギー事業とエネルギーDX事業間における自社業務オペレーションやシステム等の外部顧客向けサービスへの展開（電気保安管理サービス及びDX支援サービス）、b) グリーンエネルギー事業と分散型エネルギー事業間における電力調達業務集約による業務効率向上及びコスト低減、c) 各事業サービスのクロスセル拡大や顧客紹介等、事業間におけるシナジーを発揮することにより事業成長に結び付けております。

引き続き、これらシナジーの高度化に向けた取り組みを加速させ更なる事業成長を図ってまいります。

⑤ソフトウェア構築体制の強化

当社グループにおいては、各事業運営において活用する、電力料金計算や請求管理、電力調達や需給管理、蓄電池制御等の各種システムについて、独自に開発及び構築を行っており、開発業務は主として業務委託先の活用により実施しております。

今後、専門性の高い人材の育成、社内における技術ノウハウの蓄積等に努めるとともに、業務委託先や特定分野において先端技術を有するパートナー企業との連携を図ること等により、システム構築の高度化及び柔軟性の確保に努めていく方針であり、事業サービス展開の強化に結び付けてまいります。

⑥人材の確保と育成

当社グループは、電力供給サービスを主体とする事業展開において、電力調達や需給管理、顧客営業やマーケティング、業務受託サービス、業務用ソフトウェア開発から高圧電気設備の工事や保守等のハードウェアの分野までを含む各種領域において、業務オペレーションを実施しております。当社グループの強みとなる専門性を高めて競争力を向上させるためには、優秀な人材の確保及び育成が重要と考えております。

人材採用については、当社グループの軸となる人材の確保及び育成のために新卒採用を行いつつ、即戦力となる人材の中途採用を適宜行うことにより、継続的な事業成長を実現するための人員体制の構築を図ってまいります。

また、専門性の高い優秀な人材にとって魅力ある会社づくりを行うために、組織構成や人事考課制度の見直しを図るとともに、公正な評価基準設定と目標達成度に応じた評価及びフォローアップ、教育研修の充実等に取り組むほか、人材の育成面についても強化を図ってまいります。

⑦内部統制及びガバナンスの強化

当社グループは、事業拡大に伴い当社のステークホルダーが拡張する中で、持続的かつ健全な成長を果たすためには、当社及び関係会社の内部統制及びガバナンス体制の一層の強化や、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化が重要であると考えております。そのような考えのもと、リスクマネジメント委員会の設置運営による事業運営上のリスク管理を図るとともに、定期的な内部監査の実施や、社外取締役を含めた監査等委員会による監査の実施等によるコーポレート・ガバナンス機能の充実等を図ってまいります。

⑧コンプライアンス対応

当社グループの事業は、規制業種として各種法令の規制を受けるとともに、事業運営のうえでも「個人情報保護法」をはじめとする各種規制を受けております。当社グループでは、法令、定款及び社内規程等の遵守は勿論のこと、日々の業務を適正かつ確実に遂行し、クリーンで誠実な姿勢を企業行動の基本とするため、コンプライアンスに関する最上位の規範としてコンプライアンスポリシーを定めております。また、当社においては、コーポレートガバナンス本部長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置しており、当該委員会の充実を通じてコンプライアンスポリシーの浸透を徹底し、コンプライアンス管理体制の強化を図っております。

今後もコンプライアンス委員会の定期的開催、コンプライアンス・プログラムに基づく活動と効果検証並びに各種取引の健全性の確保及び情報の共有化等を通じ、トラブルが起きた際は再発防止策の策定等を行うことで、更なるコンプライアンス意識向上に継続して取り組んでまいります。

⑨資金調達について

当社グループは、マンション一括受電サービスにて獲得するキャッシュ・フローを事業成長領域へ投資することにより事業成長を目指しております。

将来において、マンション防災サービスの新規獲得が拡大する等、追加の資金調達等が必要となる可能性があります。その対応としては金融機関借入やプロジェクトファイナンス、資産流動化スキーム等も視野に入れた柔軟な資金調達を検討していく方針であります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分		第28期 (2022年3月期)	第29期 (2023年6月期)	第30期 (2024年6月期)	第31期 (当連結会計年度) (2025年6月期)
売上高	(千円)	30,990,007	48,867,407	38,709,151	46,647,755
経常利益	(千円)	1,714,458	1,972,685	2,769,468	3,178,799
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	1,519,298	1,344,967	1,986,995	2,234,774
1株当たり当期純利益	(円)	83.50	73.92	108.85	118.96
総資産	(千円)	15,360,678	14,948,669	17,519,465	27,063,399
純資産	(千円)	5,289,355	6,222,545	8,331,608	10,189,743
1株当たり純資産額	(円)	289.73	340.65	444.82	532.55

- (注) 1. 当社では、第30期より連結計算書類を作成しております。第28期及び第29期については、金融商品取引法第193条の2第1項に基づき、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けた連結財務諸表の数値を参考までに記載しており、第28期においては会社法第444条第4項に定める監査役及び会計監査人の監査を受けておらず、また、第29期においては会社法第444条第4項に定める監査等委員会及び会計監査人の監査を受けておりません。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
3. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
4. 当社は第29期より決算期を3月期から6月期に変更いたしました。それにより、第29期は15カ月間の変則決算となっております。
5. 当社は2024年1月25日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分		第28期 (2022年3月期)	第29期 (2023年6月期)	第30期 (2024年6月期)	第31期 (当事業年度) (2025年6月期)
売上高	(千円)	30,049,571	45,547,720	32,231,369	40,174,589
経常利益	(千円)	1,632,456	1,614,004	1,118,658	2,236,979
当期純利益	(千円)	1,549,747	1,055,006	780,744	1,673,948
1株当たり当期純利益	(円)	85.17	57.98	42.77	89.10
総資産	(千円)	14,626,908	13,772,399	14,518,050	23,726,739
純資産	(千円)	4,564,623	5,208,362	6,118,353	7,415,661
1株当たり純資産額	(円)	250.32	285.31	326.24	387.26

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は第29期より決算期を3月期から6月期に変更いたしました。それにより、第29期は15カ月間の変則決算となっております。
4. 当社は2024年1月25日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
中央電力ソリューション株式会社（注）	50,000千円	100.0%	エネルギーDX
中央電力エナジー株式会社	32,500千円	100.0%	グリーンエネルギー

（注）中央電力ソリューション株式会社は、2025年7月1日付でレジル電気保安株式会社に社名変更しております。

(8) 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

事 業	概 要
分散型エネルギー事業	マンションや商業ビルを顧客とし、高圧受電用機器の導入をサービスの入口として、10年～15年にわたる長期契約でサービスの導入を提供しているストック型ビジネス
グリーンエネルギー事業	顧客である企業等及び当社の他事業に代わって非化石等の最適なエネルギーを調達する事業
エネルギーDX事業	エネルギー関連企業のバックエンド業務のDX推進を支援する事業

(9) 主要な事業所（2025年6月30日現在）

名 称	所 在 地
東京本社	東京都千代田区
大阪本社	大阪府大阪市浪速区
東大阪センター	大阪府東大阪市

(10) 従業員の状況 (2025年6月30日現在)

従業員数	前連結会計年度末比増減
260 (156) 名	37名増

(注) 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（嘱託契約の従業員、契約社員、パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(11) 主要な借入先 (2025年6月30日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	8,608,230千円
株式会社三菱UFJ銀行	1,166,706千円
株式会社三井住友銀行	450,000千円
株式会社りそな銀行	280,000千円
株式会社商工組合中央金庫	220,000千円
株式会社関西みらい銀行	125,000千円
合計	10,849,936千円

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、株式会社BCJ-100による当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び新株予約権（ただし、第3回新株予約権、第5回新株予約権及び第7回新株予約権を除きます。）の所有者の皆様に対して当該公開買付けに応募することを推奨する旨並びに第3回新株予約権、第5回新株予約権及び第7回新株予約権の所有者の皆様に対して当該公開買付けに応募することを推奨しない旨を決議いたしました。

なお、当該取締役会決議は、株式会社BCJ-100が当該公開買付け及びその後の一連の手続を経て当社を非公開化することを企図していること並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数	72,780,000株
(2) 発行済株式の総数	19,093,050株
(3) 株主数	2,786名
(4) 大株主（上位10名）	

株主名	持株数（株）	持株比率（％）
Team Energy GI株式会社	9,085,000	47.58
関西電力株式会社	1,820,000	9.53
中村 誠司	1,539,100	8.06
光通信株式会社	1,517,600	7.94
株式会社UH Partners 2	1,372,400	7.18
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	800,100	4.19
みずほグロースパートナーズ1号投資事業有限責任組合	280,000	1.46
E E I スマートエネルギー投資事業有限責任組合	183,500	0.96
GOVERNMENT OF NORWAY	181,700	0.95
株式会社UH Partners 3	163,500	0.85

3 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

- ・ 新株予約権の数
16,061個
- ・ 目的となる株式の種類及び数
普通株式 803,050株（新株予約権 1 個につき50株）
- ・ 当社役員が保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期間	個 数	保有者数
取締役 （監査等委員及び社外取締役を除く）	第 4 回（991円）	2022年 6 月 21 日 ～2029年 6 月 20 日	4,911個	3 名
	第 8 回（991円）	2023年 12 月 27 日 ～2030年 12 月 26 日	10,750個	3 名
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	第 3 回（991円）	2024年 6 月 1 日 ～2032年 5 月 31 日	50個	1 名
	第 8 回（991円）	2023年 12 月 27 日 ～2030年 12 月 26 日	350個	1 名

- （注）1. 2024年 1 月 25 日付で行った普通株式 1 株を 50 株とする株式分割により、「目的となる株式の数」及び「行使価額」は調整されております。
2. 第 3 回新株予約権
- ・ 新株予約権の発行価額
1 個あたり ー円
 - ・ 新株予約権の行使条件
 - （1）新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満期日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての新株予約権を行使することができない。
 - （i）行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合。ただし、払込金額が会社法第 199 条第 3 項・同第 200 条第 2 項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。
 - （ii）新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき。
 - （iii）新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。

- (2) 新株予約権者は、新株予約権の目的たる株式が金融商品取引所に上場され取引が開始される日までの間は、新株予約権を行使することはできない。
 - (3) 新株予約権者は、当社第2回新株予約権が失効することを条件として、本新株予約権の一部又は全部を行使することができる。
 - (4) 新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社の子会社の取締役又は従業員の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任、期間満了による退職、その他正当な理由があると当社が認めた場合は、この限りではない。
 - (5) 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、当社が認めた場合は、この限りではない。
 - (6) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権を行使することはできない。
 - (7) 各本新株予約権1個未満を行使することはできない。
3. 第4回新株予約権
- ・新株予約権の発行価額
1個あたり 956円
 - ・新株予約権の行使条件
 - (1) 新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満期日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての新株予約権を行使することができない。
 - (i) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合。ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。
 - (ii) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき。
 - (iii) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
 - (2) 新株予約権者は、新株予約権の目的たる株式が金融商品取引所に上場され取引が開始される日までの間は、新株予約権を行使することはできない。
 - (3) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、上記地位喪失後の権利行使につき正当な理由がある旨の取締役会の決議があった場合は、この限りでない。
 - (4) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
 - (5) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

4. 第8回新株予約権

・新株予約権の発行価額

1 個あたり 927円

・新株予約権の行使条件

- (1) 新株予約権者は、新株予約権の割当日から行使期間の満期日までにおいて次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての新株予約権を行使することができない。
 - (i) 行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合。ただし、払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」及び普通株式の株価とは異なると認められる価格である場合並びに当該株式の発行等が株主割当てによる場合等を除く。
 - (ii) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき。
 - (iii) 新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、行使価額を下回る価格となったとき。
- (2) 新株予約権者は、以下の日が到来するまでの間は、新株予約権を行使することはできない。
 - (i) 新株予約権の目的たる株式が金融商品取引所に上場され取引が開始される日
- (3) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、上記地位喪失後の権利行使につき正当な理由がある旨の取締役会の決議があった場合は、この限りでない。
- (4) 新株予約権者が死亡した場合、当該新株予約権者の相続人による権利行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の規定に基づき消滅するものとする。
- (5) 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、各新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(2) 当事業年度中に当社従業員、当社子会社役員及び従業員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

2025年6月30日現在

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
丹 治 保 積	代表取締役社長	中央電力ソリューション(株) (現：レジル電気保安(株)) 取締役
山 本 直 隆	取締役CFO	
村 田 佑 介	取締役	中央電力エナジー(株) 代表取締役社長
清 田 宏	取締役常勤監査等委員	
鈴 木 咲 季	社外取締役監査等委員	弁護士法人トライデント 弁護士・公認会計士
鈴 木 協一郎	社外取締役監査等委員	レフトライト国際法律事務所 弁理士 レフトライト(株) 代表取締役社長 (株)KAYSコーポレーション 代表取締役社長 (株)polisee 代表取締役

- (注) 1. 取締役（監査等委員）鈴木咲季氏及び鈴木協一郎氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）清田宏氏は、財務、会計及びコンプライアンスに関する相当程度の知見を有しており、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内の事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議等への出席や内部監査部門等との連携を密に図ることにより得られた情報をもとに、監査等委員による監査の実効性を高めるためであります。
3. 取締役（監査等委員）鈴木咲季氏は、弁護士及び公認会計士の資格を有しており、企業法務に加え財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役（監査等委員）鈴木協一郎氏は、弁理士であると同時に国内外のIT企業における情報部門・IT部門責任者として豊富な経験を有しており、知的財産権及びITに関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役（監査等委員）鈴木咲季氏及び鈴木協一郎氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役

氏 名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
北川 竜太	2024年9月27日	任期満了	取締役

(3) 責任限定契約の内容の概要

取締役清田宏氏、鈴木咲季氏及び鈴木協一郎氏は当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、金120万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。

(4) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を当該保険契約により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社及び子会社の取締役、執行役員並びに管理職従業員であります。

(6) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は2025年2月20日開催の取締役会において、下記のとおり取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項を決議しております。

・基本方針

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、会社業績と連動性を確保し、職責と成果を反映させた適正な水準とすることを基本方針とする。

- ・ 個人別の報酬の額に関する方針

取締役に対する報酬は金銭報酬及びストック・オプションとする。

監査等委員でない取締役の金銭報酬は、月例の固定の金銭報酬及び臨時の賞与とし、役位、職責等に応じ、経済情勢、社会情勢、従業員給与の水準、他社の動向を踏まえ総合的に勘案して決定する。

監査等委員である取締役の金銭報酬は、監査等委員である取締役の職責に応じた報酬額を監査等委員である取締役の協議において決定する。

ストック・オプションは、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、取締役在任中に適時支給するものとし、金銭報酬に準じて支給額を決定する。

- ・ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

監査等委員でない取締役の個人別報酬額は、取締役会の委任を受けた報酬委員会が決定する。社外取締役を委員の過半数とする報酬委員会で決定することにより、手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることができる。

監査等委員である取締役の個人別報酬額は、監査等委員会において決定する。

また、当事業年度に係る監査等委員でない取締役の個人別の報酬等は、月例の固定の金銭報酬は2024年6月27日開催の取締役会において決議された取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項に基づき、臨時の賞与は2025年2月20日開催の取締役会において決議された同事項に基づき報酬委員会において決定していることから、当該方針に沿うものであると判断しております。なお、当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項と、上記の決定方針に関する事項における変更箇所は以下のとおりです。

2024年6月27日時点	2025年2月20日時点（現行）
・個人別の報酬の額に関する方針 取締役に対する報酬は金銭報酬およびストックオプションとする。 監査等委員でない取締役の金銭報酬は、月例の固定の金銭報酬とし、（中略）総合的に勘案して決定する。 （中略） ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項 監査等委員でない取締役の個人別報酬額は、取締役会において授権された代表取締役社長が決定する。代表取締役社長は、当社および子会社を取り巻く環境、経営状況等を最も熟知しており、総合的に監査等委員でない取締役の報酬額を決定的できるとの判断による。監査等委員である取締役の個人別報酬額は、監査等委員会において決定する。	・個人別の報酬の額に関する方針 取締役に対する報酬は金銭報酬およびストックオプションとする。 監査等委員でない取締役の金銭報酬は、月例の固定の金銭報酬とし、（中略）総合的に勘案して決定する。 （中略） ・取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項 監査等委員でない取締役の個人別報酬額は、取締役会の委任を受けた報酬委員会が決定する。社外取締役を委員の過半数とする報酬委員会で決定することにより、手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることができる。監査等委員である取締役の個人別報酬額は、監査等委員会において決定する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2022年6月28日開催の第28期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300百万円以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と決議されております。同株主総会終結時点における監査等委員でない取締役の員数は4名、監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、月例の固定の金銭報酬は、2024年6月27日開催の取締役会に基づき、代表取締役社長である丹治保積に監査等委員でない取締役の個人別報酬額の決定を委任しております。かかる権限を委任した理由は、代表取締役社長は当社及び子会社を取り巻く環境、経営状況等を最も熟知しており、総合的に監査等委員でない取締役の報酬額を決定的できるとの判断によるものであります。

また、臨時の賞与は、2025年2月20日開催の取締役会に基づき、取締役会の委任を受けた報酬委員会（監査等委員鈴木協一郎氏、監査等委員鈴木咲季氏、代表取締役社長丹治保積氏）が監査等委員でない取締役の個人別報酬額を決定しました。社外取締役を委員の過半数とする報酬委員会で決定することにより、手続の公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることができるとの判断によるものであります。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与等	
取締役 (監査等委員である取締役を除く) (うち社外取締役)	158,850 (－)	143,850 (－)	15,000 (－)	4 (－)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	27,000 (12,000)	27,000 (12,000)	－ (－)	3 (2)
合計 (うち社外取締役)	185,850 (12,000)	170,850 (12,000)	15,000 (－)	7 (2)

(注) 1. 業績連動報酬は採用していません。
2. 上記には、2024年9月27日付で退任した取締役1名を含んでおります。

(7) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

監査等委員である社外取締役鈴木咲季氏は、弁護士法人トライデント 弁護士・公認会計士を兼務しておりますが、弁護士法人トライデントと当社の間には、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役鈴木協一郎氏は、レフトライト国際法律事務所の弁理士、レフトライト株式会社の代表取締役社長、株式会社KAYSコーポレーションの代表取締役社長及び株式会社poliseeの代表取締役を兼務しておりますが、レフトライト株式会社、株式会社KAYSコーポレーション及び株式会社poliseeと当社の間には、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はありません。なお、同氏は2025年6月27日付けでAI inside株式会社の取締役CIOを退任しました。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区 分 氏 名	取締役会への出席状況	監査等委員会への出席状況	主な活動状況
取締役 (監査等委員) 鈴木咲季	22回／22回	16回／16回	取締役会においては、当社の業務執行から独立した立場で、特に企業法務・コンプライアンス並びに企業会計に関する高度な専門知識と豊富な経験に基づき、議案の審議に必要な発言を行っております。また、監査等委員会の委員長を務め、中立的・客観的な視点から、大局的かつ専門的な監査を行い、取締役の職務執行の監督を遂行する等、社外取締役としての期待される役割を果たしております。株式会社BCJ-100による当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに関しては、特別委員会の委員として、当該取引の合理性（当社の企業価値向上に資するかを含む）、取引条件の妥当性及び手続の公正性の検討等をいたしました。
取締役 (監査等委員) 鈴木協一郎	22回／22回	16回／16回	取締役会においては、当社の業務執行から独立した立場で、特に知的財産及びITに関する高度な専門知識と豊富な経験に基づき、議案の審議に必要な発言を行っております。また、監査等委員会においても、中立的・客観的な視点から、大局的かつ専門的な監査を行い、取締役の職務執行の監督を遂行する等、社外取締役としての期待される役割を果たしております。株式会社BCJ-100による当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに関しては、特別委員会の委員として、当該取引の合理性（当社の企業価値向上に資するかを含む）、取引条件の妥当性及び手続の公正性の検討等をいたしました。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等について、当社の事業規模や事業内容に鑑み適切であるかどうか必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、監査等委員会がその必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出します。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社では、取締役会の決議に基づく内部統制システム整備の基本方針を定めており、本基本方針に則り、リスク管理体制を含めた内部統制システムの整備に努めております。

イ. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令等遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させるものとする。
- (b) コンプライアンスを確保するための体制の一手段として、取締役会で選任されたコンプライアンス統括責任者が各役職員に対するコンプライアンス教育・研修の継続的実施を通じて、全社的な法令遵守の推進に当たるものとする。
- (c) コンプライアンス統括責任者は、状況の評価や結果を、必要の都度、取締役会に報告する。
- (d) 当社は、反社会的勢力の排除に向けて、不当要求等事案発生時の報告及び対応に係る規程等を整備し、社内体制を強化するとともに外部専門機関とも連携し、反社会的勢力には毅然として対処する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 当社では、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、「文書管理規程」を定め、これに従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- (b) 取締役は、「役員規程」等の定めに従い、その職務遂行の必要に応じて前号の書類等を閲覧することができるものとする。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、リスク管理体制の確立を図るため、「リスク管理規程」を定め、取締役会が選任したリスク管理統括責任者が、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めるものとする。

- (b) 当社は、リスク管理統括責任者のもとにリスクマネジメント委員会を組織し、「リスク管理規程」に定めるリスク管理に関する事項の検討・実施を行う。
- (c) リスク管理統括責任者は、リスク管理状況の評価や結果を、必要の都度、取締役会に報告する。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、毎月一回の定時取締役会を開催するものとする。また、重要案件が生じたときは、臨時取締役会を随時開催する。
- (b) 取締役会は、当社及び当社グループの財務、投資、コスト等の項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。
- (c) 当社は、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、各部門の責任者に権限を適切に委譲し、効率的な意思決定がなされる体制を構築する。

ホ. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させるものとする。
- (b) コンプライアンスを確保するための体制の手段として、取締役会で選任されたコンプライアンス統括責任者が各役職員に対するコンプライアンス教育・研修の継続的实施を通じて、全社的な法令遵守の推進に当たるものとする。
- (c) 当社は、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、コンプライアンス統括責任者のもとにコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する協議を行う。
- (d) コンプライアンス統括責任者は、状況の評価や結果を、必要の都度、取締役会に報告する。
- (e) 当社は、「内部通報規程」を定め、法令違反やコンプライアンス違反に関する事項を取締役及び従業員から通報可能な内部通報制度を整備する。

- (f) 当社は、反社会的勢力の排除に向けて、不当要求等事案発生時の報告及び対応に係る規程等を整備し、社内体制を強化するとともに外部専門機関とも連携し、反社会的勢力には毅然として対処する。

へ. 次に掲げる体制その他の当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (a) 当社及び当社子会社からなるグループ全体の運営管理及び内部統制の実施に関しては、「関係会社管理規程」を定め、これに基づいた運営管理を行う。
- (b) 当社は、グループ各社の独立性を尊重しながら、その運営管理や内部統制の実施に関して、統括推進する体制を構築し、横断的な管理を行うものとする。
- (c) グループ各社の内部統制の状況については、必要の都度、「関係会社管理規程」等の定めに従い、当社取締役会に付議又は報告を行う。
- (d) 当社は、「関係会社管理規程」等の定めに従い、当社子会社における業務執行の適法性及び適正性の調査・評価を行う。
- (e) 当社は、「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」の定めに従い、関係会社に対する内部監査を定期的に行い、その結果を代表取締役社長及び監査等委員会に報告する。

ト. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

取締役は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議のうえ、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する取締役及び使用人を配置できる。

チ. 前号の取締役及び使用人の当社の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当該取締役及び使用人に対する監査等委員会からの指示については、他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに所属部室長からの指揮命令を受けないこととする。

- リ、監査等委員会の第一号の取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該取締役及び使用人の人事異動、考課並びに懲戒処分については、監査等委員会の
同意を得るものとする。
- 又、次に掲げる体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- (a) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をする
ための体制
取締役及び使用人は、監査等委員会に対して職務の執行、当社及び当社グループに重
大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査等委員会に対し
て、その内容を速やかに報告する。
 - (b) 当社の子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべ
き者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が
当社の監査等委員会に報告をするための体制
 - a) 取締役及び使用人は、監査等委員会に対して職務の執行、当社及び当社グループに
重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査等委員会に対
して、その内容を速やかに報告する。
 - b) 監査等委員は、取締役会その他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握する
ため、重要な会議に出席するとともに、必要に応じて取締役及び使用人に対して、
その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は当社の業務及び財産の状況の調査
をする。
- ル、前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを
確保するための体制
当社は、前項の報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由と
して不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ウ. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- (a) 監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、その職務執行について生ずる費用を会社に請求することができるものとする。
 - (b) 監査等委員会は、「監査等委員会監査等基準」に基づき、その職務執行のために債務を負担した場合には、負担した債務の債権者に対する弁済を会社に対し請求することができるものとする。
- フ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するため、取締役及び使用人は、監査に対する理解を深め監査等委員会の監査の環境を整備するよう努めるものとする。
 - (b) 監査等委員会は、専門性の高い法務、会計については独立して弁護士、公認会計士等と連携を図り、取締役会等の重要会議に出席するほか、取締役との懇談、社内各部門への聴取及び意見交換、資料閲覧等を行い、取締役会等の重要会議にて報告を行うこととする。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

イ. 取締役の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として月1回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、2名の社外取締役を選任し、取締役会における当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。なお、当事業年度においては、取締役会を22回開催しております。

ロ. 監査等委員会の監査

監査等委員会を構成する監査等委員3名は、株主総会、取締役会に出席するほか、監査計画に基づく重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通じて、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を取り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益の還元を経営の最重要政策の一つと位置付けております。利益の配分につきましては、将来の企業成長に必要な内部留保の確保に配慮しながら、株主の皆様には長期にわたって安定的な配当を継続することを基本方針としています。優先順位については、①設備投資、M&A・提携、人財育成等将来の企業成長に向けた投資、②配当としています。配当については、連結配当性向30%以上を目標としています。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、取締役会又は株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、継続的な安定配当の基本方針のもと、1株当たり36円とさせていただくことを予定しております。

内部留保資金の使途につきましては、事業拡大を目的とした中長期的な事業原資として利用していく予定であります。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表（2025年6月30日現在）

（単位：千円）

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	13,306,854
現金及び預金	4,293,309
売掛金及び契約資産	8,658,961
棚卸資産	55,167
その他	364,353
貸倒引当金	△64,937
固定資産	13,756,545
有形固定資産	9,684,296
建物	378,162
減価償却累計額	△63,461
建物（純額）	314,700
機械及び装置	13,452,728
減価償却累計額及び減損損失累計額	△4,796,944
機械及び装置（純額）	8,655,784
土地	259,429
リース資産	3,326,489
減価償却累計額及び減損損失累計額	△3,196,352
リース資産（純額）	130,136
建設仮勘定	71,607
その他	555,615
減価償却累計額及び減損損失累計額	△302,977
その他（純額）	252,638
無形固定資産	2,243,544
ソフトウェア	106,875
のれん	2,078,510
その他	58,158
投資その他の資産	1,828,704
投資有価証券	138,700
繰延税金資産	934,799
保証金	730,742
その他	24,462
資産合計	27,063,399

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	8,003,770
買掛金	3,694,721
1年内返済予定の長期借入金	2,110,224
未払金	621,285
預り金	473,807
リース債務	114,612
未払法人税等	362,175
その他	626,943
固定負債	8,869,885
長期借入金	8,739,712
リース債務	125,111
その他	5,061
負債合計	16,873,655
純資産の部	
株主資本	10,168,027
資本金	575,445
資本剰余金	1,459,136
利益剰余金	8,133,445
新株予約権	21,715
純資産合計	10,189,743
負債・純資産合計	27,063,399

連結損益計算書（2024年7月1日から2025年6月30日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売上高		46,647,755
売上原価		38,152,589
売上総利益		8,495,165
販売費及び一般管理費		5,278,016
営業利益		3,217,148
営業外収益		
受取利息	2,723	
不動産賃貸料	8,369	
助成金収入	2,773	
工事負担金	5,453	
解約違約金	19,776	
業務受託料	2,702	
その他	15,202	57,000
営業外費用		
支払利息	82,665	
為替差損	443	
その他	12,240	95,349
経常利益		3,178,799
特別損失		
投資有価証券評価損	97,356	97,356
税金等調整前当期純利益		3,081,443
法人税、住民税及び事業税		727,079
法人税等調整額		115,405
法人税等還付税額		△12,993
法人税等追徴税額		17,176
法人税等合計		846,669
当期純利益		2,234,774
親会社株主に帰属する当期純利益		2,234,774

連結株主資本等変動計算書（2024年7月1日から2025年6月30日まで）（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
2024年7月1日残高	358,501	1,242,192	6,701,192	8,301,887
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	△802,521	△802,521
新株予約権の行使	216,944	216,944	－	433,888
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	2,234,774	2,234,774
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	216,944	216,944	1,432,252	1,866,140
2025年6月30日残高	575,445	1,459,136	8,133,445	10,168,027

（単位：千円）

	新株予約権	純資産合計
2024年7月1日残高	29,721	8,331,608
連結会計年度中の変動額		
剰余金の配当	－	△802,521
新株予約権の行使	－	433,888
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	2,234,774
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	△8,005	△8,005
連結会計年度中の変動額合計	△8,005	1,858,135
2025年6月30日残高	21,715	10,189,743

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

連結子会社の数

2社

連結子会社の名称

中央電力ソリューション株式会社

中央電力エナジー株式会社

なお、中央電力ソリューション株式会社は、2025年7月1日付でレジル電気保安株式会社に社名変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品及び貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 3～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 5年

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

サービス契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

① 分散型エネルギー事業

主にマンションの居住者及び共用部の電気料金を低減する「マンション一括受電サービス」を展開しております。マンション一括受電サービスは、マンションの受変電業務を受託し、電気料金を低減することありますが、その主な履行義務は電力の供給であります。電力の供給は契約期間にわたり履行されるものであることから、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識しております。

② グリーンエネルギー事業

主にマンション及び中小企業への電力供給とカーボンニュートラルの推進支援サービスを展開しております。履行義務は電力を供給することであり、その供給は契約期間にわたり履行されるものであることから、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識しております。

③ エネルギーDX事業

主にエネルギー関連企業に対して、エネルギー業界の顧客管理から基幹業務、データ連携までの統合ソリューションをシステムを含め提供しております。約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に収益を認識しております。

(5) 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めていた「工事負担金」（前連結会計年度737千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

前連結会計年度において、独立掲記しておりました営業外費用の「支払手数料」（前連結会計年度10,883千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において、「法人税、住民税及び事業税」に含めていた「法人税等還付税額」（前連結会計年度△162千円）は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

会計上の見積りに関する注記

当連結会計年度の連結計算書類を作成するにあたり、当社グループが行った重要な会計上の見積り及び使用した仮定は次のとおりであります。見積りの基礎となる仮定は継続的に見直しております。見積りの変更による影響は、見積りを変更した期間及び将来の期間において認識しております。なお、これらの見積り及び仮定に関する不確実性により、将来の期間において資産の帳簿価額に対して重要な修正が求められる結果となる可能性があります。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

該当事項はありません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ 算出方法

当社グループは、管理会計上の区分を主な基準に独立の最小のキャッシュ・フロー単位に基づき、資産をグループ化して減損の検討を行っております。なお、遊休資産については個別の資産単位毎に把握しております。減損の兆候が存在する場合には、減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額がこれらの帳簿価額を下回るか否かを検討し、下回る場合には減損損失を計上しております。

ロ 重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

減損損失の認識においては将来キャッシュ・フローを使用しております。将来キャッシュ・フローの見積りに使用される前提は、事業計画に基づいております。

事業計画における主要な仮定は、マンション及び法人顧客からの電気料金収入及びその供給に要する調達価格について、中長期的な見通しを過去の変動を勘案し一定の仮定を置いております。

ハ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

これらの見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があります。実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 投資有価証券（市場価格のあるものは除く）

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

投資有価証券	138,700千円
--------	-----------

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない投資有価証券については原価法を採用し、その評価は1株当たり純資産と取得価額とを比較して、1株当たり純資産が著しく低下した場合に減損の要否を検討することとしております。なお、1株当たり純資産に比べて高い価額で取得した株式については、超過収益力等の減少の有無を確かめ、減損の要否を検討しており、市場価格のない株式等の評価における重要な仮定は、投資先の過去の業績を鑑み、新規事業の成長性に一定の仮定を置いております。このため将来において投資先の業績動向が著しく低下した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において投資有価証券の減損処理が必要となる可能性があります。

3. 繰延税金資産

（1）当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	934,799千円
--------	-----------

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額によって見積っております。当該見積りは、社会情勢や当社グループの事業展開の変動等によって影響を受ける可能性があり、課税所得における主要な仮定は、マンション及び法人顧客からの電気料金収入及びその供給に要する調達価格について、中長期的な見通しを過去の変動を勘案し一定の仮定を置いております。実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳

貯蔵品	55,041千円
仕掛品	126千円
計	55,167千円

2. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	5,100,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	5,100,000千円

3. 売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、連結注記表（収益認識に関する注記）3.（1）顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高に記載しております。

連結損益計算書に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表（収益認識に関する注記）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報に記載しております。

2. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

給料及び手当	1,972,371千円
退職給付費用	56,817千円
減価償却費	178,911千円
貸倒引当金繰入額	1,809千円
支払手数料	706,674千円

3. 投資有価証券評価損

当連結会計年度の投資有価証券評価損は、当社が保有する投資有価証券の一部について評価損を計上したものであります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	18,663,300	429,750	－	19,093,050

（注）普通株式の発行済株式の増加429,750株は、新株予約権の権利行使によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2024年9月27日 定時株主総会	普通株式	802,521	43.00	2024年6月30日	2024年9月30日

（注）1株当たり配当額には、設立30周年記念配当10円を含んでおります。

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年9月26日開催の第31回定時株主総会において、次のとおり付議する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
2025年9月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	687,349	36.00	2025年6月30日	2025年9月29日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していない新株予約権を除く）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 1,337,600株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、設備投資計画等に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、非上場株式への出資であり、発行体（投資先企業）の事業リスク、財政状態の悪化等によるリスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払法人税等は、全て1年以内の支払期日であります。借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で4年後であります。敷金及び保証金は、当社事務所等に関するもののほか、電力小売事業に関する取引保証金となっており、これらは相手先の信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の販売管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に発行体（投資先企業）の財務状況等を把握し、市況や発行体（投資先企業）との関係を勘案して保有状況を断続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 保証金 (注) 3	253,742	243,792	△9,949
資産計	253,742	243,792	△9,949
(1) 長期借入金 (注) 2	10,849,936	10,841,453	△8,482
(2) リース債務 (注) 2	239,724	236,270	△3,454
負債計	11,089,660	11,077,723	△11,936

- (注) 1. 「現金及び預金」、「売掛金及び契約資産」、「買掛金」及び「未払法人税等」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから記載を省略しております。
2. 長期借入金及びリース債務には1年内の期限到来分を含めて記載しております。
3. 「非上場株式」については市場価格のない株式等であることから前表には含めておりません。また、「保証金」のうち、返還の時期が決まっていないものについては、合理的な将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから前表には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2025年6月30日)
非上場株式	138,700
保証金	477,000

(1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	4,293,309	—	—	—
売掛金及び契約資産	8,658,961	—	—	—
保証金	—	105,984	147,757	—
合計	12,952,270	105,984	147,757	—

(2) 長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	2,110,224	1,693,598	1,105,232	933,612	900,240	4,107,030
リース債務	114,612	85,218	35,345	4,547	—	—
合計	2,224,836	1,778,816	1,140,577	938,159	900,240	4,107,030

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの視察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分解しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
保証金	－	243,792	－	243,792
資産計	－	243,792	－	243,792
長期借入金	－	10,841,453	－	10,841,453
リース債務	－	236,270	－	236,270
負債計	－	11,077,723	－	11,077,723

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

保証金

償還予定時期を見積り、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

長期借入金及びリース債務の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			計
	分散型エネルギー	グリーンエネルギー	エネルギーDX	
売上高				
顧客との契約から生じる収益	26,823,989	18,562,909	1,260,855	46,647,755
外部顧客への売上高	26,823,989	18,562,909	1,260,855	46,647,755

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等） 3. 会計方針に関する事項 (4) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高

顧客との契約から生じた債権 8,059,280千円

契約資産 599,680千円

連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は売掛金及び契約資産として表示しております。

契約資産は、顧客との契約について期末日時点で完了している履行義務のうち、未請求となっている売掛金に関するものであります。契約資産は、検収時に売上債権に振替えられます。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいて、残存履行義務に配分した取引価格はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産	532円55銭
1 株当たり当期純利益	118円96銭

重要な後発事象に関する注記

(当社に対する公開買付け)

当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、株式会社BCJ-100による当社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様及び新株予約権（ただし、第3回新株予約権、第5回新株予約権及び第7回新株予約権を除きます。）の所有者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨並びに第3回新株予約権、第5回新株予約権及び第7回新株予約権の所有者の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨しない旨を決議いたしました。

内容の詳細につきましては、2025年8月14日付、「株式会社BCJ-100による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」のとおりです。

1. 公開買付者の概要

名称	株式会社BCJ-100	
所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番1号 パレスビル5階	
代表者の役職・氏名	代表取締役 杉本 勇次	
事業内容	会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理する業務及びそれらに附帯関連する一切の事業	
資本金	5,000円	
設立年月日	2025年7月15日	
大株主及び持株比率 (2025年8月14日現在)	株式会社BCJ-99 100%	
当社と公開買付者の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

2. 本公開買付けの概要

(1) 買付け等を行う株券等の種類

①普通株式

②新株予約権

- (i) 2022年5月31日開催の対象者株主総会の決議に基づき発行された第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）（行使期間は2024年6月1日から2032年5月31日まで）
- (ii) 2022年5月31日開催の対象者株主総会の決議に基づき発行された第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）（行使期間は2022年6月21日から2029年6月20日まで）
- (iii) 2023年4月28日開催の対象者株主総会の決議に基づき発行された第5回新株予約権（以下「第5回新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年4月29日から2033年4月28日まで）
- (iv) 2023年4月28日開催の対象者株主総会の決議に基づき発行された第6回新株予約権（以下「第6回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年5月20日から2030年5月19日まで）
- (v) 2023年12月15日開催の対象者株主総会の決議に基づき発行された第7回新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）（行使期間は2025年12月16日から2033年12月15日まで）
- (vi) 2023年12月15日開催の対象者株主総会の決議に基づき発行された第8回新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。）（行使期間は2023年12月27日から2030年12月26日まで）

(2) 買付け等の期間

2025年8月15日（金曜日）から2025年10月10日（金曜日）まで（39営業日）

(3) 買付け等の価格

①普通株式 1株につき、金2,750円

②新株予約権

(i) 第3回新株予約権 1株につき、金87,950円

(ii) 第4回新株予約権 1株につき、金87,950円

(iii) 第5回新株予約権 1株につき、金87,950円

(iv) 第6回新株予約権 1株につき、金87,950円

(v) 第7回新株予約権 1株につき、金1円

(vi) 第8回新株予約権 1株につき、金87,950円

(4) 買付け予定の株券等の数

買付予定数 11,344,650 株

買付予定数の下限 4,534,800 株

買付予定数の上限 ー 株

その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (2025年6月30日現在)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	10,004,413
現金及び預金	2,245,715
売掛金及び契約資産	7,370,011
棚卸資産	22,762
前払費用	310,948
その他	119,912
貸倒引当金	△64,937
固定資産	13,722,326
有形固定資産	9,790,988
建物	378,162
減価償却累計額	△63,461
建物（純額）	314,700
機械及び装置	13,459,342
減価償却累計額及び減損損失累計額	△4,783,012
機械及び装置（純額）	8,676,330
工具器具備品	274,684
減価償却累計額及び減損損失累計額	△134,946
工具器具備品（純額）	139,737
土地	259,429
リース資産	3,326,489
減価償却累計額及び減損損失累計額	△3,043,132
リース資産（純額）	283,356
建設仮勘定	71,607
その他	136,977
減価償却累計額及び減損損失累計額	△91,151
その他（純額）	45,826
無形固定資産	2,242,008
ソフトウェア	106,273
のれん	2,078,510
その他	57,224
投資その他の資産	1,689,329
投資有価証券	138,700
関係会社株式	147,312
長期前払費用	23,954
繰延税金資産	876,903
保証金	502,459
資産合計	23,726,739

(単位：千円)

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	7,441,192
買掛金	3,595,235
リース債務	114,612
未払金	603,111
未払費用	45,382
未払法人税等	239,746
未払消費税等	397,986
預り金	281,795
1年内返済予定の長期借入金	2,110,224
その他	53,097
固定負債	8,869,885
長期借入金	8,739,712
リース債務	125,111
その他	5,061
負債合計	16,311,078
純資産の部	
株主資本	7,393,945
資本金	575,445
資本剰余金	1,513,105
資本準備金	1,513,105
利益剰余金	5,305,394
その他利益剰余金	5,305,394
繰越利益剰余金	5,305,394
新株予約権	21,715
純資産合計	7,415,661
負債・純資産合計	23,726,739

損益計算書（2024年7月1日から2025年6月30日まで）

（単位：千円）

科	目	金	額
売上高			40,174,589
売上原価			33,481,847
売上総利益			6,692,741
販売費及び一般管理費			4,828,876
営業利益			1,863,865
営業外収益			
助成金収入	2,773		
不動産賃貸料	13,022		
業務受託料	104,510		
受取配当金	306,000		
その他	39,436		465,742
営業外費用			
支払利息	82,665		
為替差損	443		
その他	9,519		92,628
経常利益			2,236,979
特別損失			
投資有価証券評価損	97,356		97,356
税引前当期純利益			2,139,623
法人税、住民税及び事業税			367,463
法人税等調整額			88,839
法人税等還付税額			△5,725
法人税等追徴税額			15,096
法人税等合計			465,674
当期純利益			1,673,948

株主資本等変動計算書（2024年7月1日から2025年6月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
2024年7月1日残高	358,501	1,296,161	1,296,161	4,433,967	4,433,967	6,088,631
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	－	－	－	△802,521	△802,521	△802,521
新株予約権の行使	216,944	216,944	216,944	－	－	433,888
当期純利益	－	－	－	1,673,948	1,673,948	1,673,948
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	216,944	216,944	216,944	871,426	871,426	1,305,314
2025年6月30日残高	575,445	1,513,105	1,513,105	5,305,394	5,305,394	7,393,945

（単位：千円）

	新株予約権	純資産合計
2024年7月1日残高	29,721	6,118,353
事業年度中の変動額		
剰余金の配当	－	△802,521
新株予約権の行使	－	433,888
当期純利益	－	1,673,948
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△8,005	△8,005
事業年度中の変動額合計	△8,005	1,297,308
2025年6月30日残高	21,715	7,415,661

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 ……移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品及び仕掛品 ……総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） ……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～50年

機械及び装置 3～17年

工具、器具及び備品 3～20年

無形固定資産（リース資産を除く） ……定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア 5年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

サービス契約期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 分散型エネルギー事業

主にマンションの居住者及び共用部の電気料金を低減する「マンション一括受電サービス」を展開しております。マンション一括受電サービスは、マンションの受変電業務を受託し、電気料金を低減することありますが、その主な履行義務は電力の供給であります。電力の供給は契約期間にわたり履行されるものであることから、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(2) グリーンエネルギー事業

主にマンション及び中小企業への電力供給とカーボンニュートラルの推進支援サービスを展開しております。履行義務は電力を供給することであり、その供給は契約期間にわたり履行されるものであることから、履行義務の充足に従い、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(3) エネルギーDX事業

主にエネルギー関連企業に対して、エネルギー業界の顧客管理から基幹業務、データ連携までの統合ソリューションをシステムを含め提供しております。約束した財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足した時に収益を認識しております。

5. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、20年間の定額法により償却を行っております。

会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）、「包括利益の表示に関する会計基準」（企業会計基準第25号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日 企業会計基準委員会）を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

表示方法の変更に関する注記

（損益計算書）

前事業年度において、独立掲記しておりました営業外費用の「支払手数料」（前事業年度10,883千円）は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

前事業年度において、「法人税、住民税及び事業税」に含めていた「法人税等還付税額」（前事業年度△162千円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類を作成するにあたり、当社が行った重要な会計上の見積り及び使用した仮定は次のとおりであります。見積りの基礎となる仮定は継続的に見直しております。見積りの変更による影響は、見積りを変更した期間及び将来の期間において認識しております。なお、これらの見積り及び仮定に関する不確実性により、将来の期間において資産の帳簿価額に対して重要な修正が求められる結果となる可能性があります。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

該当事項はありません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載した内容と同一であります。

2. 投資有価証券（市場価格のあるものは除く）

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券

138,700千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載した内容と同一であります。

3. 繰延税金資産

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

876,903千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表（会計上の見積りに関する注記）に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 棚卸資産の内訳

貯蔵品	22,636千円
仕掛品	126千円
計	22,762千円

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	79,908千円
短期金銭債務	320,971千円

3. 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	5,100,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	5,100,000千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

仕入高等	3,786,273千円
営業取引以外の取引	106,460千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数
該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	18,182千円
減価償却超過額	42,108千円
未払費用	24,841千円
資産除去債務	15,608千円
のれん	751,551千円
投資有価証券評価損	28,165千円
その他	24,610千円
繰延税金資産小計	905,068千円
評価性引当額	△28,165千円
繰延税金資産合計	876,903千円
繰延税金資産純額	876,903千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率	28.00%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.18%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.00%
住民税均等割等	0.26%
税額控除	△3.62%
その他	0.95%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	21.76%

リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等
該当事項はありません。

2. 子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注 2)	科目	期末残高
子会社	中央電力 ソリューション 株式会社 (注 6)	所有 直接100%	役員の兼任 業務受託 業務委託 事務所等の賃借	業務受託料	41,088	未収入金	3,766
				業務委託料	694,299	買掛金	75,092
				賃借料の支払	4,652	未収入金	426
子会社	中央電力 エナジー 株式会社	所有 直接100%	役員の兼任 電力仕入 業務受託	電力仕入	3,074,116	買掛金	243,937
				業務受託料	60,720	未収入金	5,566

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
2. 取引価格等の条件は、市場価格等を参考に交渉のうえ、決定しております。
3. 業務受託料については、人件費等のコストを勘案し、両社の協議により合理的に決定しております。
4. 事務所等の賃借料については、市場価格を勘案して価格を決定しております。
5. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
6. 中央電力ソリューション株式会社は、2025年7月1日付でレジル電気保安株式会社に社名変更しております。

収益認識に関する注記

「顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」については、連結注記表(収益認識に関する注記)に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産	387円26銭
1 株当たり当期純利益	89円10銭

重要な後発事象に関する注記

連結注記表「重要な後発事象に関する注記（当社に対する公開買付け）に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月25日

レジル株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中 村 源
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 齋 藤 勝 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、レジル株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、レジル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年8月14日開催の取締役会において、株式会社BCJ-100による会社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、株主及び新株予約権者（ただし、第3回新株予約権者、第5回新株予約権者及び第7回新株予約権者を除く。）に対して公開買付けに応募することを推奨する旨並びに第3回新株予約権者、第5回新株予約権者及び第7回新株予約権者に対して公開買付けに応募することを推奨しない旨の決議を行った。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月25日

レジル株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 中 村 源
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 齋 藤 勝 彦
業務執行社員

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、レジル株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項
重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年8月14日開催の取締役会において、株式会社BCJ-100による会社の普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、株主及び新株予約権者（ただし、第3回新株予約権者、第5回新株予約権者及び第7回新株予約権者を除く。）に対して公開買付けに応募することを推奨する旨並びに第3回新株予約権者、第5回新株予約権者及び第7回新株予約権者に対して公開買付けに応募することを推奨しない旨の決議を行った。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第31期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及びその他事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、各種会議に出席し、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月26日

レジル株式会社	監査等委員会
常勤監査等委員	清 田 宏
監査等委員	鈴 木 咲 季
監査等委員	鈴 木 協一郎

(注) 監査等委員鈴木咲季及び鈴木協一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

第31回定時株主総会会場ご案内図

日時

2025年9月26日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）

会場

トラストシティ カンファレンス・丸の内

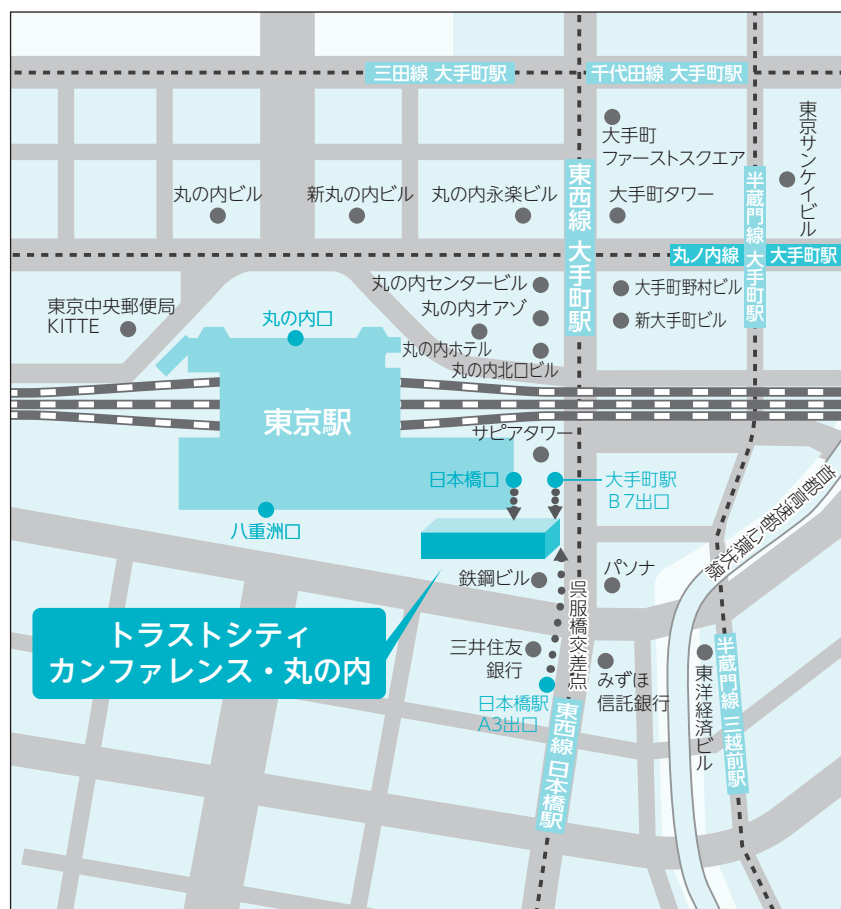
東京都千代田区丸の内一丁目8番1号 丸の内トラストタワーN館11階

交通のご案内

JR線「東京駅」日本橋口より徒歩1分

地下鉄「大手町駅」B7出口より徒歩2分

「日本橋駅」A3出口より徒歩4分



◎ご出席の株主の皆様へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
◎会場内でのカメラやスマートフォン、携帯電話等による撮影・録音はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。